

氏名(本籍)	野口武悟(栃木県)
学位の種類	博士(図書館情報学)
学位記番号	博甲第4133号
学位授与年月日	平成18年3月24日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
審査研究科	図書館情報メディア研究科
学位論文題目	わが国特殊教育における学校図書館の導入と展開に関する研究 -障害児・者の教育と図書館の歴史-

主査	筑波大学教授	寺田光孝
副査	筑波大学教授	山本順一
副査	筑波大学教授	葉袋秀樹
副査	筑波大学教授	黒古一夫
副査	東洋英和女学院大学教授	中林隆明

論文の内容の要旨

近年、特殊教育は盲・聾・養護学校というこれまでの障害種による教育から個別のニーズに基づく「特別支援教育」の枠組みへと転換した。これに伴い各種の学校図書館の活動も新たな展望のもとに模索されつつある。今後を展望するにあたっては、特殊教育の学校図書館についての歴史研究が不可欠であるが、これまで本格的な歴史研究がなされてこなかった。本論は、「特殊教育における学校図書館」の歴史を導入期、戦前の展開過程、戦後の展開過程について明らかにしようとするものである(第1章序論)。

第2章は、特殊教育の成立と学校図書館の導入に関する部分である。幕末から明治初期にかけての外国事情の紹介による啓蒙活動に始まり、東京の楽善会訓盲院(のち東京盲啞学校)、京都盲啞院の成立から、全国各地に私立盲啞学校が成立する明治後半までを扱っている。知的障害児教育としては石井亮一の「聖三一孤女学院」(のち滝乃川学園)が1891年に創設された。盲学校の草創期の学校図書館については楽善会訓盲院、京都盲啞院の事例を取り上げている。特に盲教育にあっては視覚障害者用の情報媒体が必要であり、凸字図書から点字図書の出現を見るが、その成立過程を詳しく論じている。さらに、1900年代に入ると、東京盲啞学校の卒業生たちによる地域社会での「盲人図書館」の設置要求が出てくる。なお、滝乃川学園の図書館は石井亮一により専門図書館として成立を見る。

第3章は、戦前の展開過程を論じている。文部省普通学務局第四課(1919)(のち社会教育課)の設置により慈善事業から社会教育に転換され、さらに「盲学校及び聾啞学校令」(1924)により学校教育として明確な位置づけが図られた。私立の盲啞学校は公立に移管されるとともに、盲啞教育は盲教育と聾啞教育へと分離を見る。盲学校図書館は視覚障害者用の情報媒体の唯一の生産拠点であり、学内の利用者に限定することなく、地域の図書館をも目指すとともに、新潟県立図書館盲人閲覧室や名古屋市立図書館点字文庫に見られるように、公共図書館の障害者サービス開設に積極的に関与した。他方、聾啞学校では川本宇之介らの口話法の導入により、言語指導と読書指導が表裏一体の関係をなすことから図書室の整備の必要性が唱えられ、昭和前期にかけて設置と整備の充実を見る。

第4章は、戦後期の展開を論じ、(1) 学校図書館法の制定と学校図書館の義務設置による現行制度の確立期まで(1945～50年代)、(2) 運動・施策・実践ともに停滞が見られる時期(1960～70年代)、(3) 障害児の教育や福祉が見直され、発展充実への動きが見られる時期(1980～90年代)の3期に分けて考察されている。(1) 制度確立期においては、学校図書館審議会に特殊教育関係者が参画したり、全国学校図書館研究大会で盲学校・聾学校の分科会が設けられるなど、教育行政や学校図書館での認知が進み、その意見の反映を見るなどの大きな進展が見られ、盲・聾学校の学校図書館も通常学校に準拠して整備が図られるようになる。また、この時期は「愛の鉛筆」運動や「国立点字出版所」の設立要求運動が見られた。他方、聾学校図書館に関しても、その必要性を説く本格的な論考が見られるようになったが、戦前の口話法の延長線上でのことであった。(2) 1960年代になると、行政面の後退、関心の低下、資料の慢性的不足などから、特殊学校図書館は停滞する。盲学校図書館では地域に対する図書館サービスへの役割期待が挫折する。公共図書館の障害者サービスや点字図書館の活動が活発化し、また、多様な情報メディアも登場し、学校図書館の限界という側面が露呈する。他方、聾学校図書館も、読書指導をめぐりジレンマに直面する。「9歳の壁」論に象徴される読書の伸び悩みの問題に直面し、教育法そのものが問われるようになる。知的障害児に関しては、養護学校(学校教育)と知的障害者施設(福祉施設)に分離し、養護学校では試行錯誤的な図書館活動が始まるが、肢体不自由児の養護学校、小中校の特殊学級など新たな問題が生じている。(3) 1980～90年代になると障害児に対する教育思想にノーマライゼーションの理念が現れ、国際障害者年を契機に障害児に対する考えが大きく変化した。また、理念的な変化とともに、盲学校では新たな情報機器・メディアへの取り組みが始まり、聾学校では早期教育や手話とのトータル・コミュニケーションの指導が始まるようになり、学校図書館も再び発展・充実に向かう。

第5章の結論では、以上の特殊教育の学校図書館の歴史を踏まえ、全体的な考察を行っている。まず、時代区分の再検討を行っている。戦前・戦後の連続性を確認しつつ、戦前を萌芽期、先駆的实践期に括り、戦後は制度的確立期、停滞・転換期、発展・充実準備期に区分している。次に、盲学校図書館は地域との相互関係が強く、点字図書館や公共図書館の障害者サービスとの関係についての分析である。第三点として改めて通常の小中学校の学校図書館との違いを分析している。第四点は、全体史と個別史との関係についてで、個別の障害種別の教育から個々人の「特別な教育的ニーズ」に対応した「特別支援体制」への枠組みの変化のなかで、その理念を首肯しつつ、これまでの歴史的な積み重ねの上での今後の展開に取り組む必要性を述べている。

なお、本論部に加え、「アメリカ・パーキンス盲学校における学校図書館の導入と展開」等の3点からなる補論部のほか、付録資料として点字資料の翻訳と詳細な「特殊教育における学校図書館史年表」がある。

審 査 の 結 果 の 要 旨

本論は、特殊教育の領域と学校図書館の領域が交差する特殊教育(盲学校、聾学校、養護学校等)における学校図書館を対象とした歴史研究であり、これまで未開拓であった領域における本格的な研究である。本論は本論部(453p.)と補論部(157p.)の2部構成になっており、総数600頁を超える包括的な歴史研究であり、本論によって数多くの史実の発掘や歴史的な解明が行われたことは、本論の第一の成果として評価に値する。次に、史実の解明がデータの発掘や点字資料の解読などにより実証的に検証されており、実証的研究として評価される。図書館規則や図書館の配置図、図書館資料、図書館職員、図書館経費、図書館利用者などのデータが、盲・聾学校等の校則や残存する目録、図書等の記録資料から可能な限り追求され、特殊教育の学校図書館の実態が通時的に解明されている。さらに、本論は、通時的であるとともに共時的に論じられており、これらの盲・聾・知的障害児の学校図書館が同時並行的にいかに進んできたか見通すこと

ができるように論じている。これも本論の特徴である。本論で解明された主な部分は以下の通りである。

- (1) 特殊教育の制度的な解明。特殊教育は、幕末から明治初年にかけての福沢諭吉等の外国の「盲院」、「哑院」、「痴児院」の啓蒙的な紹介があり、また、宣教医ヘンリー・フォールズのキリスト教的慈善活動としての「訓盲事業」の開始を受けて、明治10年代に入り京都盲哑院、東京の楽善会訓盲院として、慈善事業（内務省管轄）として初めて実施に移された。明治40年代には私立盲哑学校が全国各地に設立され、普及するようになった。大正8年に文部省普通学務局第四課（のちの社会教育課）が設置されると、特殊教育は慈善事業から社会教育に移され、文部省の管轄下に置かれることになる。さらに大正13年の「盲学校及び聾哑学校令」により、社会教育から学校教育へと特殊教育が転換される。つまり、特殊教育は慈善事業（内務省）から社会教育（文部省）、さらに学校教育（文部省）へと制度転換を経ている。但し、著者は社会教育時代の特殊教育は大きな制度転換ではあるが、学校教育への過渡期として位置づけている。「盲学校及び聾哑学校令」により学校教育であることが明確になったこの時点で、私立であった盲哑学校は公立に移管されるとともに、盲教育と聾哑教育は障害機能別に分離される。なお、就学義務の制定は戦後の学校教育法（1946）と23年の政令まで俟たねばならなかった。他方、知的障害児に関する教育は、戦前は慈善事業（内務省管轄）のままであり、滝乃川学園の活動が主なものであった。戦後は養護学校（学校教育－文部省管轄）と知的障害者施設（福祉－厚生省）に分かれ、滝乃川学園は施設となった。
- (2) 盲教育と視覚障害者用情報媒体の問題及び図書館の解明。視覚障害者にとっては文字資料に替る独自の情報媒体が必要不可欠であり、①情報媒体そのものの問題、②情報媒体の生産、即ち出版の問題、③図書館（学校図書館と地域の図書館）の3つの問題が関係する。盲学校図書館がこうした問題との関係から通常の学校図書館とは異なる独自の歴史をもつことになった。①盲人用情報媒体に関しては、凸字資料から始まるが、東京盲学校の石川倉次によるブライユ式点字が考案され、点字が一般的な情報媒体となる。本論は石川による点字開発について詳細な検討を加えている。②情報媒体の生産に関しては、戦前では1930年代、戦後は1950年代に国立点字出版所の要望がなされるが、いずれも実現せず、大正後期から昭和初年にかけて大阪のライトハウスなど民間で僅かに細々とした出版が見られただけであり、盲学校が視覚障害者用情報媒体の主な生産拠点であった。③図書館に関しては、先ず、学校図書館が学校図書館に限らず地域の図書館を志向した。次いで、東京盲学校の卒業生である吉本督や桑田鶴吉が点字図書館運動を始めた。東京市本郷図書館の点字文庫（1916）は同卒業生加藤梅吉の点字資料の寄贈で始まり、新潟県立図書館盲人閲覧室（1919）も東京盲学校の関与により成立した。名古屋市立図書館点字文庫（1929）の開設は名古屋市立盲学校との関係が深い。盲学校図書館が早い段階から地域図書館との連携、関連性を持っており、地域の点字文庫開設の動きが盲学校図書館との関連性で見られるべきとの視点をとっていることがこれまでの論には見られない本論の大きな特徴である。
- (3) 聾哑学校と言語指導と聾哑学校図書館の解明。大正13年の「盲学校及び聾哑学校令」によって、盲聾教育は盲学校・聾哑学校に分離し、この分離以後川本宇之介らの言語指導である口話法導入により読書力の養成議論が高まり、聾哑学校での図書館の整備が取り掛かれた。しかし、当初より川本らによって読書力の停滞が意識されており、読書力停滞の問題はその後も長く尾を引く。1960年代には、読書の停滞は「9歳の壁」として先鋭に意識される。読書推進は逆に停滞し、口話法による読書強制は逆に読書嫌いというジレンマを生むことになった。この問題の対処は、早期教育や口話法と手話法との組み合わせによるトータル・コミュニケーションといった教育方法の転換が図られるつつあるが、依然として本質的な解明は今後へのこされたままである。聾哑学校図書館を論ずるに際して、この問題を大きく取り上げていることも本論の特徴の一つである。
- (4) 知的障害児の学校図書館の解明。戦前の石井亮一の聖三一孤女学院（のち滝乃川学園）の歴史的な解明を行うとともに、滝乃川学園の学校図書館について初めて全貌を明らかにしている。盲・聾学校図書館

の性格とは異なり、教育者・専門家用の専門図書館であったと位置づけている。なお、1980年以降の知的障害児の学校図書館に関しては、おもちゃ図書館としての児童対象の可能性について言及している。

(5) 戦後に関しては、学校図書館法を軸に、①学校図書館の義務化や制度化への再構築、②1960～70年代の停滞と公共図書館での障害者サービスの本格的な展開が見られる転換、③1980～90年代以降のノーマライゼーションの理念的転換など詳細に論じている。

(6) 結論部分では、①盲・聾・知的障害児の学校図書館を萌芽期、先駆的实践期、制度的確立期、停滞・転換期、発展・充実準備期の枠組みで時代区分の再検討を行い、②盲・聾・知的障害児の学校図書館固有の問題や通常学校図書館との比較、③特殊教育学校図書館の全体史と盲・聾・養護学校の個別史との関係を論じているが、いずれも妥当である。

よって、著者は博士（図書館情報学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。